

わが国に対する～



- ・「S47年政府見解」の作成者
- ・S47以前以降の全ての国会答弁等

外国の武力攻撃によって日本国民の生命^等が根底からくつがえされる



わが国に対する～



密接な関係にある他国に対する～

読み直し!

7. 1
閣議決定

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない……。
- 外国の……侵略が現実にかつた場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる……。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。